

社会福祉法人睦福社会 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人睦福社会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、評議員・理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払う事が出来る。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日 額)
理事会出席報酬	源泉徴収後5000円
評議員会出席報酬	源泉徴収後5000円

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う事が出来る。

- 2、理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1より報酬を支払う事ができる。
- 3、監事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1より報酬を支払う事ができる。
- 4、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う事が出来る。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を覗く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

別表 1

名 称	報 酬
評議員業務報酬等（日額）	5 0 0 0 円
理事長業務報酬等（日額）	5 0 0 0 円
理事業務報酬等（日額）	5 0 0 0 円
監事監査指導報酬等（日額）	5 0 0 0 円

附則

この規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日より適用する。